

今年の春、引っ越しされる方へ

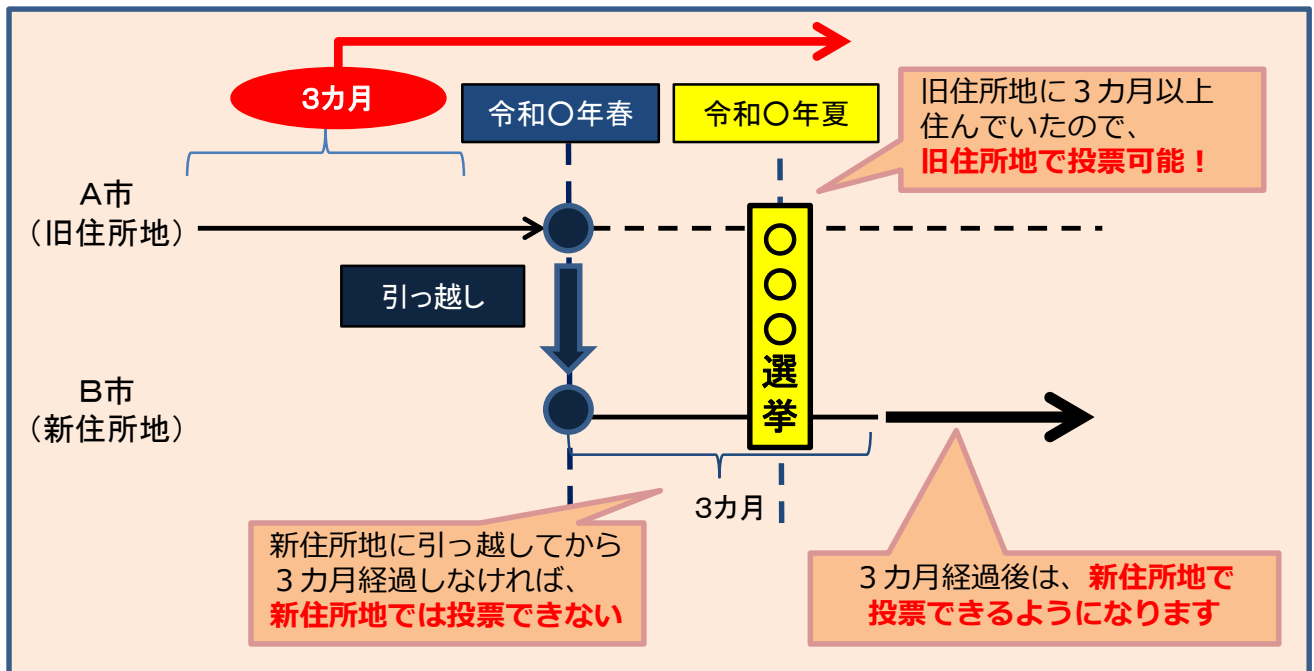
進学や就職などで 引っ越したら 住民票を移しましょう！



進学や就職などに伴い、実家を離れる方は、引っ越し先の市区町村へ住民票を移す必要があります！
上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備など、住民生活に欠かせない役割は、住んでいる市区町村が担っています。選挙権年齢の引下げにより、18歳から投票できますので、選挙権を行使するためにも忘れずに住民票を移しましょう！

引っ越しても旧住所地で投票することができます！

新しく有権者となる18歳の方が春に引っ越しても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、新住所地で投票できるようになるまでに衆議院選挙又は参議院選挙がある場合には旧住所地で投票できます！



※新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から選挙の公示日又は告示日の前日までに3カ月以上住んでいる必要があります。

※都道府県・市区町村の選挙では投票できない場合があります。

※詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

具体的な
投票方法は
裏面へ！

山口県選挙管理委員会 山口県明るい選挙推進協会



Q 引っ越して3カ月経っていないけど、衆議院選挙又は参議院選挙が行われる場合に投票するにはどうしたらいいの？

A 旧住所地で投票できます！

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。
また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

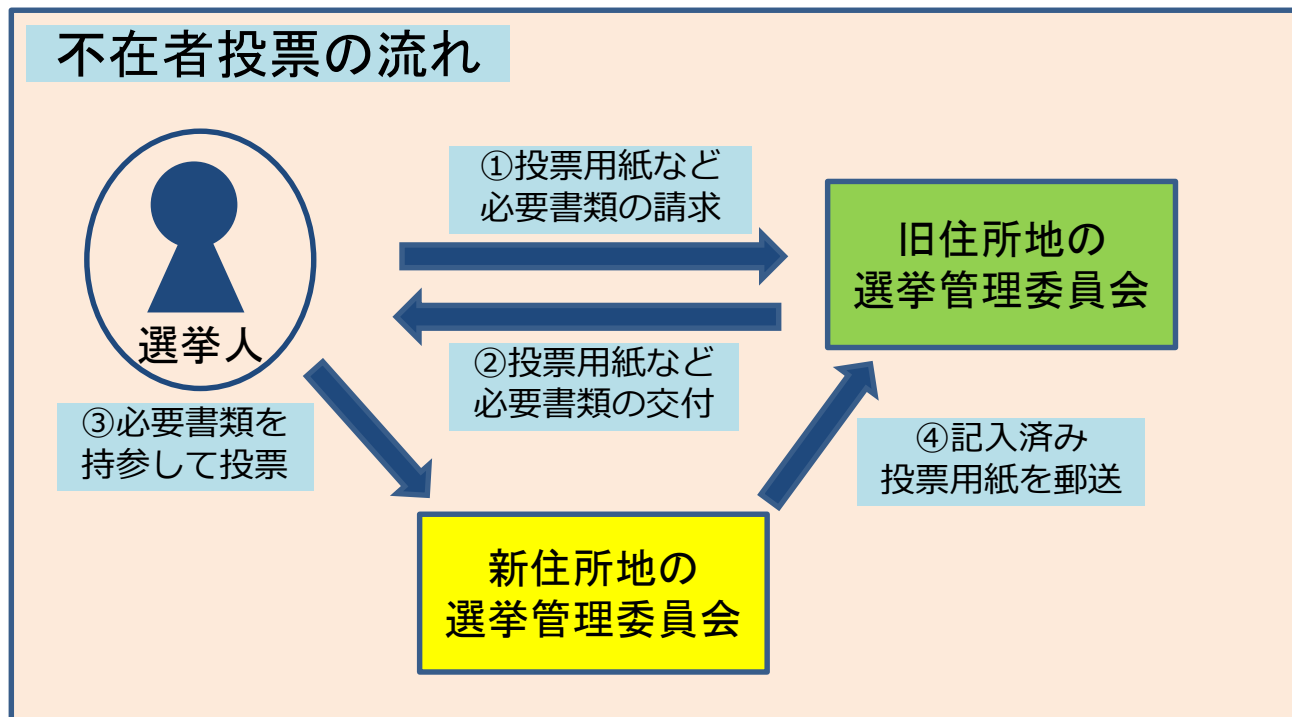
A 不在者投票という方法があるんです！

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

不在者投票の手続

- ①旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ②交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。